

改定前	改定後(改定箇所…赤字)
<p>4. (一括データ伝送にかかる個別契約の締結) 一括データ伝送(総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替、一括支払システム、外国送金等のデータをCMSセンター経由で当行宛データ伝送するサービス)を利用するにあたっては、当行所定のデータ伝送に関する契約書を締結するものとします。</p>	<p>4. (一括データ伝送にかかる個別契約の締結) 一括データ伝送(総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等のデータをCMSセンター経由で当行宛データ伝送するサービス)を利用するにあたっては、当行所定のデータ伝送に関する契約書を締結するものとします。</p>
<p>14. (有効期間) 本規定の有効期間は申込日から1年間とし、利用者または当行から解約の申出がない限り、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。</p>	<p>全削除</p>
<p>15. (準拠法と管轄) (略)</p> <p>16. (顧客情報の取扱) (略)</p> <p>17. (反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意) (略)</p>	<p>14. (準拠法と管轄) (略)</p> <p>15. (顧客情報の取扱) (略)</p> <p>16. (反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意) (略)</p>